

## 法改正を受けての確認申請等の取扱い

平成20年3月14日  
新見市都市整備課

### 1. 建築確認の事前審査

平成19年6月20日施行の法改正により確認検査が厳格化されました。確認申請受付後は、次の2.に記載のとおり、法令及び告示（確認審査等に関する指針。以下「指針」という。）に定められたとおりの事務処理が行われます。このため、建築主、設計者等に過度の負担とならないよう、市では確認申請の事前審査を行っています。可能な限り、事前審査を受けることをお奨めします。

事前審査を受ける場合は、確認申請書正本1部を都市整備課窓口に出してください。（事前審査時の確認申請書一面、添付図書等には必ずしも押印がなくても結構です。手数料は無料。ただし、事前審査用に提出いただいた書類は返却いたしませんのでご了承ください。）

事前審査の後、図書等の修正を行い、正式な確認申請書の提出を行ってください。

### 2. 確認申請受付後の事務処理

- (1) 市では現地調査を行い、確認申請の内容と現地の状況を照合しています。
- (2) 正本及び副本の内容が同一であるかの照合を行っています。
- (3) 指針第一五三イの「軽微な不備（誤記、記載漏れその他これに類するもので、申請者等が記載しようとした事項が容易に推測される程度のものをいう。）」に該当する場合の考え方は、下記 1 の場合を基本とします。
- (4) 指針第一五三口の「不明確な点」に該当する場合の考え方は、下記 2 の場合を基本とします。
- (5) 上記(3)軽微な不備及び(4)不明確な点について指摘するときは、「期限通知」(別紙1)により行います。期限通知により指摘された事項について、補正又は追加説明を行うことが必要です。
- (6) 上記(3)軽微な不備及び(4)不明確な点に該当しない指摘、すなわち申請書が設計途中で未完成であり著しい不整合があるとき、申請書記載内容そのものでは法適合性の判断ができないが計画を変更しなければ法に適合しないことが明らかなき等の場合は、「無期限通知」(別紙2)を交付し、審査を打ち切ります。（この場合は、確認申請を出し直す必要があります。）
- (7) 申請書記載内容から法に適合しないことが明らかなき場合は、「不適合通知」(別紙3)を交付します。（この場合も計画を見直し、確認申請を出し直す必要があります。）
- (8) 軽微な不備の指摘に対する補正は、書き込み、見え消し・訂正印による訂正、又は添付が不足していた図書を添付することです。なお、訂正することで図書が見えづらくなるため同種の図書を訂正し直した新しい図書を添付することは可能ですが、当初添付した図書と差し替えることはできません。
- (9) 不明確な点の指摘に対する追加説明は、追加説明書(別紙4)に必要事項を記入し、関係する追加説明のための図書を添えて2部提出してください。

#### 1 軽微な不備

次のものに係る訂正

- ・申請書 一面～五面
  - ・申請書 四面8欄別紙（換気設備・天井裏）及びこれに付随し任意で添付した換気ゾーンの表示図
  - ・建築計画概要書
  - ・委任状
  - ・市規則第3条第1号～第4号に定める書類
- 上記以外のもの（設計図書等）における、次に掲げる性質のもの
- ・単純な誤記、記載漏れ等（記載しようとした事項が明らかに推測されるもの、偽装につながるおそれがないもの）
  - ・建築基準関係規定の審査に関係しないもの
  - ・建築基準関係規定の運用解釈、図書の記載方法の解釈等、建築主事から指摘を受けなければ知り得ないもの
- 本来添付が必要な図書が添付漏れであるもの

## 2 不明確な点

建築基準関係規定の審査に関わる事項で、設計図書等の記載事項の意味することが不明確なもの、又は明記されていないもの  
建築基準関係規定の審査に関わる事項で、添付された設計図書等以外に別途検討が必要なもの  
その他、設計の考え方など、追加説明を求めなければ建築基準関係規定の審査ができないもの

## 3 . 工事着手後の事務処理

### ( 1 ) 計画変更

確認済証の交付を受けた後に変更が生じた場合、「建築物の計画変更の取扱基準」を参考にいただき、軽微な変更以外の変更に該当する場合は、その部分の工事に着手する前に、計画変更の確認申請を行ってください。

この場合も1 . と同様に事前審査を受けてください。

事前審査後、正式な計画変更確認申請は、受付後、原則として3日以内に事務処理を行います。( 構造計算適合性判定が必要なものを除く。)

### ( 2 ) 軽微な変更

軽微な変更がある場合は、完了検査申請書に軽微な変更説明書( 別紙5 ) 及び関係する説明のための図書を添えて、2部提出してください。( 1部は検査済証に添えて返却します。)

計画変更の確認申請が必要な変更であるか、軽微な変更であるかが不明な場合は、その都度、都市整備課にご相談ください。

建築基準法第6条第13項の規定による  
適合するかどうかを決定することができない旨の通知書

平成 第 年 月 日

建築主、設置者又は築造主 様

新見市建築主事 印

下記による確認申請書は、下記の理由により建築基準法第6条第1項（同法第6条の3第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項）の建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができないので、同条第13項（同法第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定により通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に新見市建築審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であつても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に新見市を被告として（訴訟において新見市を代表する者は新見市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、当該処分の取消しの訴えは、当該裁決を経た後でなければ、提起することができません（審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときを除きます。）。

## 記

1. 申請年月日 平成 年 月 日

2. 建築場所、設置場所又は築造場所  
新見市

(理由)

別紙のとおり、申請書等に軽微な不備又は記載事項に不明確な点があるため。

(備考)

- ( ) 別紙の表の指摘事項ごとに表右端欄のとおり、申請書等の補正及び追加説明書の提出を行ってください。
- ( ) 補正及び追加説明書提出の期限は、平成 年 月 日 ( ) です。期限までに対応がなされない場合は、当該申請書の確認審査を打ち切りますのでご注意ください。
- ( ) 追加説明書の提出にあたって申請書等の差替え又は訂正をすることはできません。
- ( ) なお、この通知書を交付した日から補正及び追加説明書の提出がなされるまでの日数は、建築基準法の次の条項に規定する期間に含まれないことを申し添えます。（第6条第4項、第8項、第9項及び第12項、第6条の2第5項及び第6項、第18条第7項、第8項及び第11項）

(期限通知)



建築基準法第6条第13項の規定による  
適合するかどうかを決定することができない旨の通知書第 - 再 号  
平成 年 月 日

建築主、設置者又は築造主 様

新見市建築主事 印

下記による確認申請書は、下記の理由により建築基準法第6条第1項（同法第6条の3第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項）の建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができないので、同条第13項（同法第87条第1項、第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定により通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に新見市建築審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であつても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に新見市を被告として（訴訟において新見市を代表する者は新見市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、当該処分の取消しの訴えは、当該裁決を経た後でなければ、提起することができません（審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときを除きます。）。

## 記

1. 申請年月日 平成 年 月 日

2. 建築場所、設置場所又は築造場所  
新見市（理由）  
別紙のとおり。（備考）  
当該申請書の確認審査を打ち切りました。

（無期限通知）

関係条文等	不整合事項等
	意匠図A / 3、A / 6、構造図S / 3、S / 4において、柱間寸法、高さ寸法が、著しく不整合であるため。

建築基準法第6条第13項の規定による  
適合しない旨の通知書

第 平成 年 月 日

建築主、設置者又は築造主

様

新見市建築主事 印

別添の確認申請書及び添付図書に記載の計画は、下記の理由により建築基準法第6条第1項（建築基準法第6条の3第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項）の建築基準関係規定に適合しないことを認めましたので、通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に新見市建築審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であつても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に新見市を被告として（訴訟において新見市を代表する者は新見市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、当該処分の取消しの訴えは、当該裁決を経た後でなければ、提起することができません（審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときを除きます。）。

（理由）

建築基準法第43条の規定に適合しない。

（不適合通知）



下記について直前の（**確認**・中間検査）を受けた日以降に施行規則第3条の2に該当する軽微な変更がありましたので、当該変更の内容を下記のとおり説明します。

記

1. 物件名称	邸新築工事		
2. 確認番号等	平成 年 月 日	第H 確建新見	号
3. 変更内容			
(1) 軽微な変更の内容		(2) 変更内容を明示した添付図書	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1階物置を増設し浴室面積減少。（間仕切の変更）</li> <li>・ 1階和室天井高2.4 2.5。</li> <li>・ 2階洋室6帖。入口ドアの位置を変更。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平面図</li> <li>・ 平面図、居室毎の機械換気設備</li> <li>・ 平面図</li> </ul>	

注1) 完了検査申請書第四面又は中間検査申請書第三面に軽微な変更内容が書かれた場合は必ずこの書面及び該当する図面等の図書を当該申請書に添えて提出してください。

注2) (1)には軽微な変更の内容を項目ごとに箇条書きしてください。

注3) (2)には(1)の変更内容の項目ごとに図面の名称を記入してください。